

# 土肥会会則

平成27年6月30日 施行

## 第一条 名称

本会は、土肥会と称する。

## 第二条 事務局

- (1) 本会の事務を処理する為に城願寺に事務局を置く。
- (2) 事務局長及び事務職員は会長が之を委嘱する。

## 第三条 目的

- (1) 本会は湯河原町の歴史に於いて欠く事の出来ない土肥実平一族の歴史上の事蹟を顕彰し、後世に正しく伝えて行く事を目的とする。
- (2) 本会は町発展のため観光の振興に寄与する。

## 第四条 事業

本会は第三条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- ① 史実に基づく歴史の研究会及び研修会を企画実行する。
- ② 土肥城址他史蹟の保護保存を図る。
- ③ 観光関係各機関との連絡調整を図り、武者行列等の年中行事の実施に積極的に貢献する。
- ④ その他目的達成のために必要な事業を行う。

## 第五条 会員

- (1) 本会の会員は、正会員と法人会員及び賛助会員とする。
- (2) 正会員は湯河原町に在住又はそれに準ずる個人で、本会設立の趣旨に賛同する者を有資格者とする。
- (3) 正会員は年会費一口2千円を納入するものとする。
- (4) 本会の設立趣旨に賛同する法人を法人会員とする。
- (5) 法人会員の年会費は一口5千円とし、上限を定めない。
- (6) 本会の活動に共感し、協賛金を納付した個人若しくは法人を賛助会員とする。但し、会員資格は単年度とする。
- (7) 賛助金は一口千円とし、上限を定めない。
- (8) 土肥一族の後裔者は本人の意志を確認の上、名誉会員とする事が出来る。

## 第六条 役員

- (1) 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	4名
理事	若干名
監事	若干名
会計	1名
顧問 相談役	若干名
- (2) ①理事は地区別に定数を定めて選出する。  
②定数は地区所属会員数を基準とし申し合わせ事項に依り別に定める。
- (3) 会長 副会長 会計 監事は理事の互選により之を定める。
- (4) 理事 役員任期は3年とし再任を妨げない。
- (5) 補欠に依る理事及役員任期は前任者の残任期間とする。
- (6) 会長は本会を代表し会務を処理する。
- (7) 副会長は会長を補佐し、会長事故有る時にはその職務を代理する。
- (8) 会計は本会の会計を司り、予算を編成し決算書を作成する。
- (9) 監事は会計及び会務を監査する。
- (10) 顧問 相談役は会長が委嘱する。
- (11) 湯河原町長を名誉会長として招請する。

## 第七条 組織

- (1) 理事は地域の会員を掌握し、役員総会に出席義務を負う。
- (2) 各地区（13地区）に地区長を置く。（組織図は申し合せ事項に表示）
- (3) 各地区の上に支部（7支部）を置き、その支部長は各支部の地区長の中より選出し、会長が之を委嘱する。
- (4) 会長 副会長 会計及び支部長を以て、「本部運営委員会」を構成する。

## 第八条 会議

- (1) 本会の通常の運営は本部運営委員会がこれを行う。
- (2) 役員総会は会員総会に代わることができる。
- (3) 役員総会を年2回、原則として二月・六月に開催する。ただし、必要により臨時総会を開くことができる。
- (4) 会議の議長は会長が之を行う。
- (5) 会議は役員理事の過半数が出席(委任状出席を含む)しなければ開くことができない。
- (6) 役員総会の決議は出席者の過半数の賛成をもって成立する。
- (7) 本部運営委員会は必要に応じ会長が之を招集する。
- (8) 顧問 相談役及び監事は、必要に応じ本部運営委員会に出席し意見を述べることができる。また、会長は必要と認められる時にはその外の理事 会員及び客員を本部運営委員会に招集する事ができる。

## 第九条 委員会

- (1) 本会は事業遂行の上に必要と認める時、本部運営委員会の他に委員会を設置する事が出来る。
- (2) 委員長は理事役員の中より会長が任命する。
- (3) 委員は理事会及び委員長が推薦し会長が之を任命する。

## 第十条 会計

本会の会計年度は毎年2月1日より翌年1月末日までとする。

- 補則(1) この会則に定めなき事項で本会運営に関し必要な事項は、会議に図り会長が之を定める。
- 補則(2) 第九条に基づき次の委員会を置く。
- ① 武者行列実行委員会
    - 2 : 委員会の執行部に当年行事の専任会計を置き本会計との連携を図り円滑な行事運営に寄与するものとする。
  - ② 募金推進委員会
  - ③ 会員増強委員会
  - ④ その他時限を定めた特別委員会
- 補則(3) 理事は原則として、何れかの委員会に所属するものとする。

## 附則

1. 平成25年2月20日 土肥会会則を承認、施行する。
2. 以下会則改正は、平成27年6月30日から承認、施行する。

## 土肥会会則一部変更

### (改正文案)

土肥会会則の一部を次のとおり改正する。

### 土肥会会則 第六条 役員

- (1) 本会に次の役員を置く。

副会長	3名(改正前)
-----	---------
  
- (1) 本会に次の役員を置く。

副会長	4名(改正後)
-----	---------